

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【公開番号】特開2017-160258(P2017-160258A)

【公開日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-035

【出願番号】特願2017-113544(P2017-113544)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/198 (2006.01)
A 6 1 K 45/00 (2006.01)
A 6 1 P 43/00 (2006.01)
A 6 1 K 31/05 (2006.01)
A 6 1 K 31/19 (2006.01)
A 6 1 K 31/216 (2006.01)
A 6 1 K 31/37 (2006.01)
A 6 1 K 31/353 (2006.01)
A 6 1 K 36/87 (2006.01)
A 6 1 P 3/04 (2006.01)
A 6 1 P 3/06 (2006.01)
A 6 1 P 3/10 (2006.01)
A 6 1 P 29/00 (2006.01)
A 6 1 P 9/00 (2006.01)
A 6 1 K 31/155 (2006.01)
A 6 1 K 31/195 (2006.01)
A 6 1 K 31/64 (2006.01)
A 6 1 K 31/517 (2006.01)
A 6 1 K 31/439 (2006.01)
A 6 1 K 31/336 (2006.01)
A 6 1 K 31/4439 (2006.01)
A 2 3 L 33/175 (2016.01)

【F I】

A 6 1 K 31/198
A 6 1 K 45/00
A 6 1 P 43/00 1 0 5
A 6 1 K 31/05
A 6 1 K 31/19
A 6 1 K 31/216
A 6 1 K 31/37
A 6 1 K 31/353
A 6 1 K 36/87
A 6 1 P 3/04
A 6 1 P 3/06
A 6 1 P 3/10
A 6 1 P 29/00
A 6 1 P 9/00
A 6 1 K 31/155
A 6 1 K 31/195
A 6 1 K 31/64
A 6 1 K 31/517

A 6 1 K 31/439
A 6 1 K 31/336
A 6 1 K 31/4439
A 2 3 L 33/175

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月18日(2017.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

肥満の処置を必要とする被験体における肥満を処置するための組成物であって、

a. 少なくとも約500mgのロイシン、ならびに／またはケト-イソカプロン酸(KIC)、アルファ-ヒドロキシ-イソカプロン酸、およびHMBからなる群より選択される少なくとも約200mgの1つまたはそれより多いその代謝産物と

b. 少なくとも約0.5mgの量のサーチュイン経路活性化因子とを含む、組成物。

【請求項2】

前記サーチュイン経路活性化因子が、SIRT1、SIRT3、AMPKおよびPGC1のうちの1つ以上を活性化する、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記サーチュイン経路活性化因子が、ヒドロキシ桂皮酸、スチルベン、ポリフェノールまたはポリフェノール前駆体である、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記サーチュイン経路活性化因子が、ポリフェノールまたはポリフェノール前駆体である、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記ポリフェノールまたはポリフェノール前駆体が、クロロゲン酸、レスベラトロール、カフェー酸、桂皮酸、フェルラ酸、ピセアタンノール、エラグ酸、没食子酸エピガロカテキン、ブドウ種子エキス、およびこれらの任意の類似体からなる群より選択される、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

前記サーチュイン経路活性化因子が、レスベラトロールである、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

前記サーチュイン経路活性化因子が、ホスホジエステラーゼ阻害剤である、請求項1に記載の組成物。

【請求項8】

抗糖尿病薬をさらに含む、請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

前記抗糖尿病薬がメトホルミンを含む、請求項8に記載の組成物。

【請求項10】

前記サーチュイン経路活性化因子が、治療量以下の量で存在する、請求項1に記載の組成物。

【請求項11】

前記サーチュイン経路活性化因子の量が、5mg以下である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 1 2】

前記サーチュイン経路活性化因子の量が、50mg以下である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 1 3】

前記組成物中の成分(a)の成分(b)に対するモル比が、約20より大きい、請求項1に記載の組成物。

【請求項 1 4】

前記組成物中の成分(a)の成分(b)に対するモル比が、約5より大きい、請求項1に記載の組成物。

【請求項 1 5】

抗糖尿病薬をさらに含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 1 6】

前記抗糖尿病薬がメトホルミンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 1 7】

少なくとも約25mgのメトホルミンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 1 8】

少なくとも約250mgのメトホルミンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 1 9】

少なくとも約400mgのメトホルミンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 2 0】

単位用量として処方される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 2 1】

錠剤、カプセル、ゲルカプセル、飲量、スナックバーまたは食品組成物として処方される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 2 2】

少なくとも1つの医薬活性薬剤をさらに含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 2 3】

前記医薬活性薬剤が、抗肥満薬である、請求項2に記載の組成物。

【請求項 2 4】

前記抗肥満薬が、リバーゼ阻害剤、ドーパミン作動性化合物、ノルアドレナリン作動性化合物、セロトニン作動性化合物、カンナビノイド受容体アンタゴニスト、エキセナチド、プラムリンチド、およびCNS剤からなる群より選択される、請求項2に記載の組成物。

【請求項 2 5】

約1%未満のアラニン、グルタミン酸、グリシン、およびプロリンの個々のアミノ酸を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 2 6】

個々の非分岐アミノ酸を実質的に含まない、請求項1に記載の組成物。

【請求項 2 7】

肥満の治療が、体重減少、体重増大量の減少、内臓脂肪組織量の減少、脂肪酸化の増大、熱産生の増大、および/または呼吸交換率の増大によって特徴づけられる、請求項1に記載の組成物。

【請求項 2 8】

前記肥満の処置を必要とする被験体が、カロリー制限食を摂っている、請求項1に記載の組成物。

【請求項 2 9】

前記肥満の処置を必要とする被験体が、非制限食を摂っている、請求項1に記載の組成物。

【請求項 3 0】

前記肥満の処置を必要とする被験体が、ヒトである、請求項1に記載の組成物。

【請求項 3 1】

前記被験体に 1 日 2 回投与されることを特徴とする、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3 2】

前記被験体に 1 日 1 回投与されることを特徴とする、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3 3】

体重または体重増大量の減少を必要とする被験体における体重または体重増大量を減少させるための組成物であって、ロイシンおよび / または 1 つまたはそれより多いその代謝産物と、サーチュイン経路活性化因子とを含む組成物。